

地域・職域連携推進事業における課題と今後の方策について

I 地域・職域連携推進事業の現状と課題

現地支援を実施した結果、以下のような地域・職域連携推進事業の現状と課題がまとめられた。

1 地域・職域連携推進協議会の運営について

○協議会の位置づけ

協議会は、地域保健と職域保健の連携による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の構築を目的としており、今年度の現地支援では、各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の要綱等に地域・職域連携推進協議会の意義や位置づけが明記されていた。また、協議会は、新たな協議機関として設置されたり、既存の協議会を活用し、部会として設置されていた。

○協議会の運営について

今年度は、医療制度改革に向けた都道府県協議会の設置が進んだ。平成18年12月5日現在、都道府県協議会は24箇所、二次医療圏協議会は108箇所設置された。

都道府県協議会では、具体的な連携方策を協議するためワーキンググループを設置し、各二次医療圏協議会の代表者や市町村の代表者もメンバーに加わることにより、具体的な協議をしているところがあった。一方で、各圏域とのつながりがなく、事務局にも現場レベルの人が参加していないところもあった。協議会の構成メンバーには、それぞれの機関の代表者だけでなく担当が入っていることによって、具体的な連携事業の協議が活発に行われることが明らかとなった。

また、協議会において、次年度以降の計画を明確に示したり、二次医療圏における具体的な取組を示す等により、協議会の戦略的な運営を工夫しているところがあったが、このように今後の方向性を明確にしながら運営することによって、協議会は活性化されていた。

なお、都道府県事務局が、二次医療圏関係者を対象に準備会議等を開催しているところもあった。二次医療圏での取組が進んでいる自治体においては、その活動内容について、都道府県協議会と二次医療圏協議会とで情報交換する形が望まれる。一方、全く二次医療圏での取組が進んでいないところでは、圏域の関係者を対象とした準備会等を開催することによって、関係者の共通認識が図られていた。

2 都市部における連携事業について

- 都道府県協議会と指定都市、保健所設置市（指定都市と除く。）及び特別区（以下、その他保健所設置市等という。）との連携について

現状では、都道府県協議会と指定都市、その他保健所設置市等との連携が十分できていなかった。

本事業においては二次医療圏協議会を設置することが要綱に記載されているが、その他保健所設置等の設置についての記載はなく、都道府県協議会においては、指定都市及びその他保健所設置市等に積極的に情報提供を行うとともに、連携を図っていく必要がある。関係者には、協議会へオブザーバー等として出席する等工夫をしていく必要がある。

○ 都市部における地域・職域連携推進事業について

複数の保健所設置市等があり、関係機関の調整が困難であることや、職住分散しているため対象が捉えにくい等の課題を持っているところがあった。職住分散地域に対しては、住居地や勤務地といった情報にとらわれず、広くポピュレーションアプローチの観点から、連携事業を推進していくことが必要である。

また、都市部では、まず都道府県協議会を設置後、具体的な連携事業の推進のためにワーキンググループ等の下部組織での協議やモデル事業を進める等の工夫をしているところもあった。

3 職域関係者との連携について

職域関係者との連携については、自治体や圏域による差が大きく、労働局、労働基準監督署との具体的な連携事業が進まない等の課題があった。一方、都道府県労働局や労働基準監督署、商工会、地域産業保健センター等の関係者が協議会及びワーキンググループのメンバーとなり、活発に運営されているところもあった。

また、労働局関係者が、50人以上の事業所の健診データの経年的な分析結果について発表したり、二次医療圏協議会での取組（管内のスーパーマーケットと協力した栄養や健康に関する情報提供や職域への出前講座の実施等）について、都道府県協議会の中で紹介を行ったところもあった。

なお、協議会の職域保健側の構成メンバーについては、労働行政関係者にとどまり民間事業者の参加が少なかった。その理由としては、①どこに声をかけてよいか分からない、②民間事業者の情報が少ない、等が挙げられた。特に、都市部では、職域保健等の情報に限りがあり民間事業者との連携が十分できていないことが明らかとなった。

4 保険者協議会との連携について

協議会の構成メンバーと保険者協議会の構成メンバーの重複やお互いの役割の理解が不十分であった。

協議会は、生活習慣病対策だけでなく、国民の心の健康問題など地域・職域の連携を強化すべき課題に対して、事業を計画、実施するとともに、ネットワークを拡大していく役割があることや、ポピュレーションアプローチを推進し地域全体の健康づくりも考える場である。

II 今後の方向性

1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性

地域・職域において、生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業を構築する。すなわち生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、ヘルスプロモーションの視点に立って自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築する。

(地域・職域連携推進事業ガイドライン-改訂版-より)

2 地域・職域連携推進協議会の具体的役割

(1) 都道府県協議会の具体的役割

- 地域全体のデータの分析による健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画の作成
- 各関係者の事業実施計画に位置づける目標値の策定、実施方針、連携推進方策等の協議
- 医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体との総合調整
- 医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体との役割分担の明確化
- 特定健診・保健指導全体の推進方策
 - ・ 健診・保健指導に関する従事者などの育成
 - ・ 健診・保健指導のアウトソーシング先となる民間事業者等の育成方策
 - ・ 健診・保健指導のアウトソーシング先となる民間事業者等に関する情報収集と情報提供
 - ・ 健診・保健指導のアウトソーシング先となる民間事業者等の評価
- 各保険者が行う普及啓発事業の連携促進等の推進方策に関する協議
- 産業界を巻き込んだポピュレーションアプローチの企画・推進・評価
- 正しい健康情報発信に関する調整・協議
- 市町村が中心となるポピュレーションアプローチと、医療保険者が中心となるハイリスクアプローチの連携方策
- 生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防等、他の施策との連携方策
- 二次医療圏協議会の育成・支援、連携

(2) 二次医療圏協議会の具体的役割

- 地域保健、職域保健、関係団体等による健康課題の明確化
- 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施
- 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進
 - ・ 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）
 - ・ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画
 - ・ 健康教育、健康相談等の共同実施
 - ・ 研修会、事例検討会の開催
- 都道府県協議会との連携

Ⅲ 推進方策

1. 都道府県協議会と二次医療圏協議会

都道府県協議会と二次医療圏協議会の適切な機能分担と連携を保つことは連携保健事業を推進する上で重要な課題である。

以下、目的意識、戦略的な運営についてまとめた。

1.1. 協議会における目的意識

各々の協議会は、機能・目的が異なっており、委員会を運営する関係者および参加者の目的意識を共有することが必要である。

都道府県協議会は、広域的観点での連携により体制整備をすることを目的としており、健康課題の明確化や都道府県内の二次医療圏の調整、共通に関連する教材などの開発や研修会の開催など、地域の人材育成を行うこと等が役割としてあり、具体的な目的意識に欠けることが多い。従って、具体的な事例を考慮しつつ、圏域に共通して関わる事項を協議することが必要である。

1.2. 協議会の戦略的運営は

協議会の進行を促進する工夫は、二次医療圏協議会も都道府県協議会においても具体的な事例をもとに成功事例を蓄積していくことが必要である。

情報を収集し、成功事例を協議会の初期段階に提示することにより、協議会の方向性を具体的に示し、協議会構成員が積極的に参加して、次に議題とする内容を効果的に構成することが必要である。

1.3. 組織内での連携を図るためには

協議会における運営を円滑に行うためには、協議会の議題や資料を準備するワーキンググループの活動が重要であり、その活動の中で、協議会構成員同士の連携を図ることが重要である。

2. 都市部における連携推進事業の進め方

本検討会では、協議会が都道府県レベルと二次医療圏レベルに設置することでより効率的な連携推進事業が展開できることを提案し、各々のレベルの機能分担と連携について検討してきたが、本年度の支援事業から以下の協議会の在り方についてさらなる検討を行った。

2.1. 体制化、モデル実現

協議会を効果的に運営するためには、組織作りを中心に進める方法と具体的なモデル作りを通して運営していく方法が考えられる。

組織作りを中心に考える方法については、従来の報告書の記載の通りに、

- ・ 関係者に広く参加を呼びかける
- ・ 住民や労働者というサービスを受ける側を構成員とする
- ・ 関係する組織を通して参加の徹底を図る

などが提案されてきている。

以下の具体的なモデル作りを通した成功事例を確保することや組織体制作りにおける留意点を確認した。

2.1.1. 具体的成功事例の確保

協議会を効率的に推進していくためには、モデル事業を通した成功事例を確保することが有効であることが指摘された。成功事例を通して、参加構成員の理解がすすむことやモデル事業を他の事業に展開する際の具体的な手順が見えてくる。また、モデル事業を実施することは、参加すべき構成員についても種々の検討ができるなどの効果が期待できるという利点もある。

2.1.2. 組織体制作りのポイント

協議会には、多くの関連する団体から構成員としての参加を得ることが望ましい。

健康保険組合連合会などを介して、地域の関連する保険者に連絡通知することや、モデル事業についての積極的な参加を呼びかけるなどの方法が提案される。

連携推進事業に関する情報が同一の都道府県内においても温度差を認めることもある。本事業を効率的に推進して行くには、情報の格差を解消すべきであり、情報の伝達方法についても工夫が必要である。

2.2. 指定都市及びその他保健所設置市等の扱い

本検討会では、従来都道府県レベルと二次医療圏レベルの二種類に分けて設置方法について検討してきた。

指定都市では、独立して保健所機能を持つことから、連携推進事業を推進する第一線としての機能が期待される。そのため、都道府県からの情報提供が適切に提供される必要がある。特に、指定都市における情報の格差が認められることが多く、関係者が十分な情報収集を行うことも重要である。

2.2.1. その他保健所設置市等における都道府県保健所のかかわり方

その他保健所設置市等においては、都道府県保健所との連携が十分図れておらず都道府県、保健所とその他保健所設置市等関係者の情報共有ができていないため、連携推進事業の推進が図られにくいという問題が懸念された。その他保健所設置市等及び都道府県保健所は、相互にモデル事業などに関する情報を十分に伝えることにより、連携を図り事業を展開し

ていくことが期待される。

2.3. 都道府県を越えた連携

従来、連携推進事業は都道府県内で完結することを前提に進めてきたが、東京都や大阪府のように周辺他県からの昼夜人口の流入など、住民の移動が都道府県を越えて発生する。

このような状況で、連携推進事業は元来保健事業の中でもポピュレーションアプローチを中心に、地域保健と職域保健の中で共有化することで効率的な事業を展開することを目的としていることから、以下の手順が必要である。

2.3.1. 地域保健が主体で、職域が参加する形式

地域保健が主体となって職域保健が参加する連携事業形式は、職域側の参加が得られやすく、労働者が住居地では地元の地域保健事業の中から適切な保健サービスを活用していくことが運用上推奨される。地域保健で企画される連携事業について、職域保健側は事業内容を労働者に伝達するとともに、運営について協力することが望まれる。

2.3.2. 参加する場として

大都市圏の企業においては、労働者の所属する地域は異なることが多いが、企業の所在地の地域保健側と協力することで、労働者が連携推進事業を共有できる環境を整備することが望まれる。

2.4. 情報の伝達欠如

連携推進事業においては、協議会の運営においても、連携推進事業の実施、さらには評価においても、情報が関係者に伝達されることが必要である。

2.4.1. 関係者への情報の欠如

関係者に必要な情報が共有できるような環境を整備する必要がある。例えば、インターネットのホームページを開設することにより、情報発信することが提案される。

ホームページのコンテンツは、関係者用、利用者用に分けて構築する必要がある。

関係者用ホームページでは、都道府県レベルの協議会で取り扱われた議事や県内のモデル事業などの情報提供が扱われる。また、リンク先としてモデル事業の提供されることが有用である。

2.4.2. 企業への伝達の窓口の工夫

地域保健側から、事業者側に連携推進事業の必要性を説明していくことが必要である。その際、商工会議所や職域保健関係者等を窓口として、活用することも考えられる。

3. 職域保健関係者の参加者の活性化

地域保健主体で構築された連携事業が職域保健の中で労働者側が積極的に活用していくためには、事業者の理解を確保するとともに、活用しやすい環境を整える必要がある。

3.1. 労働局の関与

労働関係部局の理解には、地域差が見られる。厚生労働省から、都道府県労働局に対しては、すでに説明がされているが、さらに、地域保健側から積極的に職域保健側へ働きかけ、連携推進事業の一般的な説明に加え、成功モデル事業案について具体的に説明することが必要である。

3.2. 企業のトップの理解

職域保健が積極的に連携推進事業に参加していくためには、事業者のトップの理解は不可欠である。中小企業を含め、連携推進事業に参加していくためには、具体的なモデル事業の提示や連携推進事業の意義を理解できるよう、協議会として事業主に働きかけていくことが求められる。

3.3. 地域産業保健センターと保健所の共同事業

職域保健側の積極的な参加を求める手段として、地域産業保健センター及び保健所の連携が効果的である。地域産業保健センターは地域の中小企業の健康管理を担当しており、保健所との協力関係により地域のニーズにあった連携推進事業を企画立案できることが期待される。

3.4. 商工会などの関与

中小企業の事業主の理解を得る手段として、商工会や組合などの事業主側の組織を通して、事業主の協力を元に連携推進事業を推進していくことも必要である。

4. 保険者協議会との連携

平成20年度から特定健診・特定保健指導が保険者によって被保険者・被扶養者に提供されることになっており、内臓脂肪症候群に対するハイリスク戦略が提供されることになっている。

保険者によるハイリスクアプローチと、協議会が地域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待されている。

4.1. 協議会のネットワークの活用

連携推進事業は、既存の地域保健と職域保健が有する資源を共有することで、従来の枠に規制されない新たな保健事業を創設することにより、保健事業の質的量的拡大を図ることが期待される。内臓脂肪症候群予防を対象とした特定健診・保健指導においても、ネットワークを活用し、多くの関連団体との連携を図っていくことが必要である。

4.2. テーマの設定

協議会が扱うモデル事業やテーマとしては、例えば、内臓脂肪症候群や自殺メンタルヘルス、癌検診、保険者の扱う特定健診・特定保健指導等が挙げられる。

今後、特定健診・特定保健指導により、保険者協議会では、医療費分析等が行われ、さらに特定健診・特定保健指導のデータの分析等が実施されることとなる。協議会においては、保険者協議会と連携を図り、地域全体のデータを分析していくことが必要である。さらに、それによって地域全体の健康課題を明確化し、協議会がテーマを設定していくことが望ましい。

5. その他

5.1. 関係者の温度差の解消

協議会への関係者の積極的な参加は、連携推進事業の企画・立案・評価に必要であり、協議会の運営の中で関係者間の連携事業に対する認識の温度差を解消することが必要である。温度差の解消方法としては、参加者にとって連携推進事業によるメリットを示すことが挙げられる。

二次医療圏における具体的な連携事業を提示する等によって、住民、労働者、事業者、行政にとっての連携のメリットを具体的に示すことにより、関係者の関心を高めることができる。と考える。

IV 課題と方策 (Q & A)

本年度の協議会等への支援事業を通して検討された、地域・職域連携推進事業における課題とそれに対する方策について、以下に整理した。

Q1 関係者との連携を図り、本事業を推進していくためには、事務局の具体的な運営において、どのような点に気をしたり、工夫をすれば良いでしょうか。

A1

まずは、事務局として、地域保健の現状と職域保健の現状およびその連携の現状と課題を可能な範囲で情報収集し把握することや、圏内に連携をして効果をあげている事例があるか探し、その人々から学び協力を得る姿勢を持つことが大切です。また、キーパーソンになる人を見つけ積極的に相談し協働すると良いでしょう。

担当者は、本事業の意義を認識し、地域の現状に合わせて、どのように連携事業を推進していくか等の今後の方向性をしっかりと持ち、チームワークを大切にしながら、前向きに取り組んでいくことが重要です。

① 協議会の戦略的運営

単に会議を開催するのではなく、地域の現状に合わせて例えば、向こう3年間のスケジュールを示し方向性を提示したり、今後、本事業を二次医療圏に広げていくことを視野にいれ二次医療圏関係者をオブザーバーとして参画していただく等により、今後の方向性やねらいをもって運営することが重要です。

協議会開催前には、キーパーソンと会のねらいや運営方法、タイムスケジュール、資料内容など事前の打ち合わせを十分に行い、協議会が行われた後に必ずキーパーソンと会の運営に関するカンファレンス(反省会)を持ちその後の会議運営に活かすことも大切です。

② 協議会の進行を促進する工夫

二次医療圏等での具体的な取り組みをプレゼンテーションし、その必要性を最初にしっかりと構成メンバーに落とししていくことが重要です。

③ 関係者の温度差の解消

担当者会議、準備会議等を設けることによって、都道府県関係者、二次医療圏関係者へ本事業の考え方を明確に示し、共通認識するための討議の場を持つことも有効でしょう。

その際、事務局が一方向的に説明し答えるのではなく、関係者が互いを知るための討議の場を持つたり、先進的な活動を実施している二次医療圏の具体的な事業を担当者会議や準備会等で紹介していくことにより、都道府県協議会関係者の本事業の理解が深まるだけでなく、他の二次医療圏での取り組みの活性化につながります。

④ 関係者への働きかけ

二次医療圏保健所長の本事業に対する理解とリーダーシップの発揮が重要であるため、保健所長に積極的に本事業の活動状況等をアピールし働きかけたり、自殺予防対策などに焦点を絞って進めていく際には、市町村の衛生部長への働きかけ、地域行政が事務局となる場合は、労働行政と緊密に連携をとって協議会の運営を行うことが大切です。

Q 2 具体的にどのような協議をし、どのように進めていけばよいのですか。

A 2

①具体的な協議内容について

具体的な協議内容は協議会のこれまでの開催状況等により異なります。例えば、新しく立ち上げた協議会の場合、事務局が事前に参加各機関の活動状況や健康情報・課題などの資料提供を依頼し、協議会資料としてまとめ、協議することは、参加者の共通認識や今後の協働事業を考える際の重要なステップとなります。

また、地域の資源調査及び各機関調査等を実施することは、今後の共通事業の展開を図っていくために必要です。例えば、第1回協議会では、調査に関する説明・了承を得、資源調査等の実施に向けてワーキングを開催したい旨の説明・了承を得る。その後、ワーキングで調査内容の確認と修正を実施する。調査の実施者名は協議会名と事務名の連名で行なうなど、戦略的に進めていくことが望まれます。

②事業のすすめ方について

新たに事業を企画するだけでなく、既存の事業について本協議会を活用していく視点も重要です。本協議会は自由度が高く、ネットワークを拡大していくことができます。したがって、現在展開している事業と本協議会をリンクさせ、本協議会のネットワークを活用していくことが必要である。例えば、自殺予防対策や食生活改善を進める際に、本協議会のネットワークを活用することも可能です。

Q 3 どのような機関・団体のどの職位の方にメンバーに入ってもらおうと本事業が円滑に進むでしょうか。

A 3

都道府県協議会は、2次医療圏協議会における連携事業が効果的に推進されるよう調整支援する役割があります。この趣旨からいけば、担当者レベルより課長・事務局長・専務理事等その構成団体の上位職にある方にメンバーに入っていただくと、組織として連携推進・調整がより可能となります。この場合、県協議会として連携事業を具体化していくために、構成団体の所属から選出していただいた担当者レベルのワーキング会議の設置が必要と考えます。

2次医療圏協議会は、具体的な連携事業を行うことにより地域・職域の連携推進を図ることを目的としておりますので、担当者レベルのメンバーに入っていただくと効果的と考えます。この場合、圏域の構成団体・組織としての協力体制が重要となりますので、協議会開催後には、速やかに議事報告等を構成団体の長あてに送付する等の配慮が必要です。

Q 4 都道府県協議会と二次医療圏協議会との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 4

都道府県協議会では関連する団体や組織を網羅し、種々の意見をまとめて活動の方向性を定める役割が期待されています。一方二次医療圏協議会は具体的な活動計画を策定し、情報交換や保健事業の共同実施を目指すものです。各二次医療圏協議会では多くの課題が抽出されると

想定されますが、都道府県単位でできるだけ共通する課題に取り組めるよう、都道府県協議会が課題整理を行っておくことが望まれます。

都道府県協議会の動きを正確に伝達するため二次医療圏協議会の事務局及び責任者がオブザーバーなどで参加するよう配慮することも重要です。また都道府県協議会の場で二次医療圏の活動経過を報告、討議して都道府県協議会及び他の二次医療圏協議会がノウハウを獲得する機会を得られる運営が望ましいでしょう。連携を更に進めるには二次医療圏協議会での計画→実施→評価のサイクルが円滑に行えるよう双方の協議会の開催のタイミングを調整する必要があります。特に都道府県協議会は都道府県の重点方針や保険者協議会の活動方針など、予算獲得に結びつく情報を速やかに二次医療圏協議会関係者に伝達し、各二次医療圏協議会が具体的な事業計画を策定しやすいようにすべきでしょう。二次医療圏協議会では地域固有の課題と共通の課題を整理し都道府県全体での取り組みが推進するよう事業計画の策定を行うべきでしょう。

Q 5 都市部において本事業を進めていく際のポイントは何ですか。

A 5

中小企業等や小規模事業所ではこれまで保健活動が十分浸透していない点が指摘されており、都市部においても地域職域連携を進めていくことの重要性が高いと考えられます。しかし、都市部では対象とする人口が多く、対象者の移動が多い、居住地と職場が離れているため地域と職域が一致していない場合が多いなどの事情があります。

個人を特定した健診・保健指導等については保険者（高齢者の医療の確保に関する法律）が担う（労働安全衛生法における一般健康診断で義務づけられている項目については事業者が実施する）こととなりますが、ポピュレーションアプローチの観点からは個人を特定した保健事業ではなく、生活習慣病等を予防しやすい環境整備や健康づくりの啓発活動が求められます（健康増進法）。このような保健活動では居住地にとらわれず、地域全体の住民や関係者を対象に事業を進めていくという考え方に立ちます。そのような活動を通じて、従業員の健康意識が高まり、自分の居住地においても保健サービスの活用につながることを期待されます。

また、家族ぐるみで対象をとらえ、職場は離れていても地域の保健活動に参画してもらい、地域社会全体で保健活動を進めていくという展開も可能です。これは退職後の地域へのスムーズな移行にも役立ちます。

このような双方向の流れにより、ポピュレーションアプローチを推進していくとよいでしょう。

具体的には、まず中小事業所が密集している地域などをモデル地域として連携事業を立ち上げ、具体的な成功事例を確保するとよいでしょう。その成果をもとに二次医療圏内での波及、さらには都道府県協議会において事例報告をおこなうなどにより全県へ波及させていくことを計画します。

また、労働者やその家族の健康対策が企業の利益につながる場合には、自主的に保健活動を活発におこなっている企業等が存在する場合も少なくなく、職域保健に詳しいそういった企業の産業医や健康管理担当者が、事業場のスタッフとしてではなく地域保健関係者としても活動

できるよう促進することにより、より一層地域・職域連携が図られていくことになると思われます。この場合、健康日本21推進にプラスになるとともに、企業の社会的貢献という観点から企業にも利益をもたらすような場合であれば、企業の参加が期待されるため、地域保健の側から参加を呼びかけていくことも必要です。

Q6 都道府県協議会と指定都市との望ましい関係を築くにはどのようにすればよいですか。

A6

都道府県と指定都市とでは、それぞれに異なる行政組織が事務局となって連携協議会を設置している。実際には、医療圏が隣接している場合、あるいは、通勤や買い物などで住民や労働者の交流が盛んな場合があり、健康づくりの推進のためには、相互の保健情報や保健事業の連携に努めることが重要である。しかし、都道府県と指定都市の行政組織は、いずれか一方が指導的な立場から連携することは基本的に困難であり、十分な情報共有や意見交換が行われていない事例が多い。そこで、いずれかが連携協議会を開催する際には、他方にその情報を提供して、オブザーバーとして参加してもらうことや取り組み内容を紹介してもらうことを依頼することが望ましい。また、保健指標などについての調査を行う場合には、共同で、又は役割を分担して、相互に協力して実施し、得られた結果については共同利用できるよう体制を整備しておくことが望ましい。

指定都市は、都道府県と比べた場合に、圏域に都市部が多いことに加えて自治体としてのまとまりがあり、一旦、活動が始まると、市全体での推進が図られやすい場合が多いと考えられる。そのような中から先進的な取り組み事例について紹介されることは、都道府県における協議会や他の二次医療圏の協議会において、水平展開していくために参考になることが多いと考えられる。

Q7 その他保健所設置市等と都道府県との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A7

① 二次医療圏全体のビジョン策定と共有化

都道府県には、地域職域連携を含めた幅広い地域保健活動のビジョンを明らかにした二次医療圏毎の保健医療計画を策定することが望ましいとされており（平成2年健政計第46号・厚生省健康政策局計画課長通知）、その計画は当該二次医療圏内のその他保健所設置市等の計画・ビジョンと乖離したものであってはいけません。

そのため、都道府県側とその他保健所設置市等とが現状の分析と認識、課題解決のための活動方針及び企画立案などを共に協議するような場が恒常的に設置されることが望まれます。地域職域連携についても、その場を現状についての認識を共有化することが第一歩です。

② 県協議会、二次医療圏協議会や同協議会WGなどへのその他保健所設置市等の参加

ガイドライン上は概ね二次医療圏ごとに協議会を設置することとなっており、地域職域関係者と同様に協議会や同協議会WGの委員として参加し、情報の不均衡や認識の不一致を

避ける。また、当該都道府県内の地域職域連携に関する認識を深めるため、都道府県協議会にも委員として参加も一方策でしょう。

Q 8 職域保健関係者との連携において、労働局や労働基準監督署だけでなく民間事業者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 8

地域保健担当者が民間事業者との連携を進めるためには、管内の主な事業者団体とのパイプづくりがその第1歩と考えます。主な事業者団体としては、都道府県単位の設置されている労働基準協会・安全衛生協会や、一定地域内の商工業者が組織している商工会議所・商工会等が考えられますが、これらの団体の事務局と定期的な連絡の機会をつくり、情報交換をすることからはじめるのが有用といえましょう。

また、これらの事業者団体は会員事業所の衛生水準の向上のための研修会や講習会を行っていますので、職域で関心が高まっているメタボリックシンドローム、メンタルヘルス、自殺予防などをテーマとした共同研修会を開催することも連携を進めるうえで役立つといえましょう。

なお、先進的取り組み事例からの学びですが、2次医療圏協議会では民間事業者代表に会長の任を担ってもらい、まずはその人に地域との連携の必要性を十分に認識してもらうことも、民間事業者とうまく連携できる一方策といえましょう。

Q 9 都道府県協議会において、職域保健関係者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 9

事務局は、二次医療圏協議会において職域を含めた連携の好事例を明示し、具体的に何をすべきかの例を示すことも重要でしょう。この中で、職域保健関係者と地域保健関係者が、職域保健における課題を共有することで、効果的な連携の視点が生まれてくると考えます。

Q 10 二次医療圏協議会において、職域保健関係者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 10

二次医療圏協議会では、保健所がリーダーシップをとって連携事業を進めていることが多いのですが、このような地域職域連携に関する情報が、職域保健側の事業所の産業保健スタッフや健保組合、公的・民間の関連機関等に充分浸透していないことが課題の1つようです。まずは、産業保健推進センター等の公的支援機関や、各種の関連学会・団体等を通じて、これらの情報を提供していくことが大切と思われます。

二次医療圏協議会の運営の工夫として、地域保健および職域保健の現場担当者（各々の保健師、医師等）がメンバーに入ることにより、実際に働き盛り世代の健康支援に関わっている立場から、より具体的な情報や課題の共有ができ、どのような連携が必要なのかという計画づく

りも円滑に進むと考えられます。特に、地域保健と職域保健の両方で勤務経験のある保健師や医師などがある場合には、それぞれの事情に詳しい利点を生かして、調整役・中心メンバーとして活躍してもらおうと良いでしょう。

二次医療圏協議会も、全体会だけでなくワーキンググループ等を作って、機動的にプロジェクトを進めていくことで、メンバー間の理解も深まり、協働事業が発展する可能性があると思います。

また、商工会議所・商工会は、事業者に対する影響力が非常にあるので、メンバーに入っただけ、協力を得るとよいでしょう。事業者組合や労働組合、あるいは事業者や労働者自身がメンバーに入っただけならば、さらに良いと思われます。

できるだけ職域保健の当事者の方々が参画できるように調整し、具体的な情報交換・課題の共有を心がけていくことによって、それに基づいた実質的な連携事業の実現ならびに成果に向けての第一歩になると考えられます。

Q 1 1 都道府県協議会と保険者協議会との連携を進めるためのポイントは何ですか。

A 1 1

両協議会の役割を充分理解した上での連携は、データベースや施設・人材などの相互利用が可能となること及び重複している参画メンバーの効率化が図れることなどメリットが大きいです。

両協議会の連携を積極的に行うポイントとして、第一に、両協議会のキーパーソンは、意識・意思統一を図る場を設定し、都道府県健康増進計画に基づき、連携のメリットに関する認識を明確に把握することです。第二に、県や保険者における健康課題を特定し、ニーズや目標との整合・連携に伴い期待できる価値や行動を出し合い、共通実施項目案を示すことです。

最後に、両協議会より連携推進メンバーを選定するという手順を踏むことが肝要であり、先にメンバーを選定してから、事業展開を構築するという手順は控えることが望ましいでしょう。

平成18年度地域・職域連携支援検討会報告書骨子（案）

はじめに

I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

- 1 地域・職域連携支援検討会設置の経緯
- 2 地域・職域連携支援検討会の目的
- 3 地域・職域連携支援検討会の活動内容
 - (1) 地域・職域連携推進事業ガイドライン改訂
 - (2) 地域・職域連携支援検討会構成員による現地支援について
 - (3) 平成18年度都道府県等連携推進事業への構成員による現地支援状況

II 平成18年度地域・職域連携推進事業の現状と課題

- 1 地域・職域連携推進協議会の運営
- 2 都市部における連携推進事業
- 3 職域関係者との連携
- 4 保険者協議会との連携

III 今後の方向性

- 1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性
- 2 地域・職域連携推進協議会の具体的役割

IV 推進方策

- 1 都道府県協議会と二次医療圏協議会
- 2 都市部における連携推進事業の進め方
- 3 職域保健関係者の参加者の活性化
- 4 保険者協議会との連携
- 5 その他

V 課題と方策（Q&A）

おわりに

参考資料

- 1 地域・職域連携推進事業実施要綱